

景観形成の基準（行為の制限の基準）

※届出対象となる行為については、下記の基準に適合する必要があります。

(1) 景観計画区域（田辺地域、龍神地域、大塔地域）

対象行為	項目	行為の制限の基準
共通事項	—	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。 ・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。 ・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市が実施する関連施策との整合に配慮すること。
建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	位置・規模	<p>（景観構成要素への配慮）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。 <p>（眺望への配慮）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山地、海岸、河川、湖沼、丘陵地等への主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。 ・山稜の近傍では稜線や背景との調和を乱さない位置及び規模とすること。 <p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。 ・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観と調和に配慮した形態及び意匠とすること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り周辺の景観と調和した素材を用い、木、土、石など地域の風土に合った自然素材を活用すること。 ・できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化すること。 ・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。 ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱しないよう照明方法等に配慮すること。
開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く）	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。 ・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。 ・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・法面は周辺の植生と調和した緑化を行うこと。 ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。
土石の採取又は鉱物の掘採	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び方法とすること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・採取又は掘採を終了した場所から速やかに周辺の植生と調和した緑化を行うこと。
屋外における土石、廃棄物、再生资源その他の物件の堆積	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。
	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、積み上げに際してはできる限り高さを低くするとともに、整然と積み上げること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。

(2) 特定景観形成地域（中辺路地域、本宮地域）

熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域における届出対象行為の制限の基準は以下の通り。（○は熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域として県全域から追加及び上乗せした基準）

対象行為	項目	行為の制限の基準							
		バッファゾーン	国道 311 号等沿道（道路境界から 200m）	その他の地域					
共通事項		<p>○古道等世界遺産登録資産と一体的な空間を構成する文化財的価値の高い貴重な景観として極力保全すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。 ・周辺に田辺市及び和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。 ・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。 	<p>○熊野の地へといざなうアクセスルートとして、地域の持つ景観の価値を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。 ・周辺に田辺市及び和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。 ・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。 	<p>○古道から眺望できる周囲の景観が一体となって文化的景観を形成していることに留意し、その景観を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。 ・周辺に田辺市及び和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。 ・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。 					
建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	位置・規模	<p>（周辺景観への配慮）</p> <p>○高さ 13 メートル、水平投影面積 1,000 平方メートルを超えない規模とし、周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。</p> <p>（景観構成要素への配慮）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。 <p>（眺望への配慮）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山地、海岸、河川、湖沼、丘陵地等への主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。 ・山稜の近傍では稜線や背景との調和を乱さない位置及び規模とすること。 <p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。 ・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。 	<p>（景観構成要素への配慮）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。 <p>○石垣、庭木、植え込みなどの特徴的な景観を構成するものがある場合には、極力保全すること。</p> <p>（沿道からの眺望への配慮）</p> <p>○道路から見て、背景となる山なみを著しく妨げない位置及び規模とすること。</p> <p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。 ・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。 	<p>（景観構成要素への配慮）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。 <p>（山稜のスカイラインの保全）</p> <p>○熊野参詣道（中辺路）の眺望点から見たときに、外周囲山稜のスカイラインから突出しない位置及び規模とすること。</p> <p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。 ・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。 					
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ○周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。 ・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観と調和に配慮した形態及び意匠とすること。 	<p>○熊野参詣道（中辺路）の眺望点及び国道沿道から見たときに、周辺と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観と調和に配慮した形態及び意匠とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ○熊野参詣道（中辺路）の眺望点から見たときも、周辺と調和のとれた形態及び意匠とすること。 ・市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観と調和に配慮した形態及び意匠とすること。 					
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。 ○周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。 ・アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。 <p>○外観の基調色は次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、社会通念上、使用が認められている場合、または、他の法令等の規定により、それら以外の色によることとされている場合は、この限りでない。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~2.5Y</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>4 以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	0.1R~2.5Y	6 以下	上記以外	4 以下
色相	彩度								
0.1R~2.5Y	6 以下								
上記以外	4 以下								

バッファゾーンは、田辺市歴史文化的景観保全条例に基づく許可を受けたものについては、届出対象外です。

対象行為	項目	行為の制限の基準		
		バッファゾーン	国道 311 号等沿道（道路境界から 200m）	その他の地域
建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	素材	<ul style="list-style-type: none"> できる限り周辺の景観と調和した素材を用い、木、土、石など地域の風土に合った自然素材を活用すること。 できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いること。 		
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化すること。 植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 行為地内やその周辺はできる限り多くの部分の緑化を図り、特に道路に面する部分に植栽の設置をすること。 植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化すること。 植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱しないよう照明方法等に配慮すること。 		
開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く）	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> 開墾し、又は形状を変更する土地の範囲は必要最小限にとどめること。 地区の景観に著しい変化が生じないようにすること。 行為による土砂の流出のおそれがないようにすること。 法面は、できる限りゆるやかな勾配とすること。 擁壁は、周辺景観と調和した形態及び素材とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 熊野参詣道（中辺路）の眺望点及び国道沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。 現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。 法面は、できる限りゆるやかな勾配とすること。 擁壁は、周辺景観と調和した形態及び素材とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 熊野参詣道（中辺路）の眺望点から見たときに、周辺との調和を図ること。 現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。 法面は、できる限りゆるやかな勾配とすること。 擁壁は、周辺景観と調和した形態及び素材とすること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 法面は、周辺の植生と調和した緑化を行うこと。 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。 		
土石の採取又は鉱物の掘採	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> 期間及び規模は、自然的、景観的及び社会経済的条件に鑑みた上で、必要最小限にとどめること。 景観に著しい変化が生じないものとする。 跡地の整理に関する計画に基づき、当該跡地の整理を適切におこなうこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。 熊野参詣道（中辺路）の眺望点及び国道沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。 熊野参詣道（中辺路）の眺望点から見たときに、周辺との調和を図ること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 採取又は掘採を終了した場所から速やかに周辺の植生と調和した緑化を行うこと。 		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> 景観に著しい変化が生じないものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。 熊野参詣道（中辺路）の眺望点及び国道沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。 熊野参詣道（中辺路）の眺望点から見たときに、周辺との調和を図ること。
	方法	<ul style="list-style-type: none"> 道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、積上げに際してはできる限り高さを低くするとともに、整然と積み上げる。 		
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。 		
水面の埋立て	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> 規模は、自然的、景観的及び社会経済的条件に鑑みた上で、必要最小限にとどめること。 		

バッファゾーンは、田辺市歴史文化的景観保全条例に基づく許可を受けたものについては、届出対象外です。